



九龍島と鯛島の朝日（古座町）

ついで
新年のお慶びと
申し上げます

皆様のご健康をお祈り致します
本年も変わらぬご厚誼をお願い申し上げます

平成十六年 元旦

和歌山県中小企業団体中央会

会長 山下 雅生

役職員一同



和歌山県中小企業団体中央会
会 長
山 下 雅 生

革新への「トライ&エラー」

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年6月に中央会会長に就任し、紀南地区、紀北地区での会員懇談会を催し、各会社も訪問させていただきました。

長引く不況で各組合共、危機感に溢れ、青息吐息の状態が続いております。

少しは景気が回復の兆しとの新聞報道もありますが、私達中小企業経営者にはまだまだその実感が伝わってきません。世界が同時不況、デフレ下にあり、又国際情勢も緊迫しており、当分は明るい兆しが見えにくい状況です。このような閉塞感溢れる時代にはただ黙って座っているだけでは何も開かれませんが、私達に今、不足しているのは

- (1) 旧態を打破して「革新」を起こす意欲
- (2) 「違い」を作る物作りへの情熱
- (3) 新しい試みへの挑戦

歴史を見ても危機にこそ日本人の創意工夫が花咲いてきたのです。自分の運命は自分でコントロールする為の「革新」に取り組もうではありませんか。そして「トライ&エラー」することが最も大事ではないかと考えます。消費者意識の急激な変化、グローバル化の著しい進展で新しいビジネスモデルを構築する必要があります。企業の組織、ビジネス形態を消費者の生活様式と意識にどこまで接近させることが出来るか。企業の論理を消費者の論理に合わせてどこまで組み替えることが出来るかが求められているの

です。

今日の勝者が明日も勝者であるとは限りません。

中央会は中小企業のフロントランナーとして、本県経済の振興発展の為に「高い志」と「気概」をもち、新しい飛躍を計って参りたいと考えております。会員各位の一層のご協力と県ご当局、金融団体、各団体の皆様方のご指導、ご支援を切にお願いする次第です。

年頭にあたり、皆様方のご繁栄とご健勝をお祈り致しましてご挨拶と致します。

平成16年 元旦





和歌山県知事
木村良樹

新年のご挨拶

あけましておめでとうございます。

中小企業の皆様並びに中小企業組合の皆様には、すこやかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、イラクでの戦争や諸外国でのテロ発生など、世界が緊迫した1年でした。国内では経済のデフレ傾向が続く中、一部に景気回復の兆しが見えたものの、本県も含め全体的に景気・雇用状況は大変厳しい年でした。

停滞する日本を何とかしようと「構造改革」が大きく叫ばれ、中でも地方分権に向けた「三位一体の改革」がその実現に向け動き出した年でもありました。

こうした中、私は和歌山県が自ら改革を実践し活力を取り戻すことが、ひいては日本全体の再生に繋がるとの信念のもと県行政を進め、また多くの場で地方の声を発信して参りました。そして、創意、工夫を凝らして進めてきた「和歌山モデル」の施策が昨年は多くの成果をあげてきました。

「行政も民間感覚を」との考えのもと、防災や観光などの分野で（株）ローソンと全国で初めて包括的な協定を締結し、優れた県産品を首都圏に売り込むため（株）イトーヨーカ堂や（株）紀ノ国屋とタイアップして「ソフトアンテナショップ」を展開いたしました。今年もこの「民間感覚」を大切に、企業やNPOとの協働をより積極的に進めて参りたいと思います。

そして、今年は高野・熊野の世界遺産登録が実現すれば、和歌山県の自然・歴史・文化が全世界に紹介されることになるでしょうし、このすばらしい郷土に改めて誇りを持つ良い機会になると思います。

私は、和歌山県が時代に取り残されることがないように、再生と更なる発展を目指し、当面の厳しい経済財政状況の下、選択と集中・高コスト構造の是正・行政の守備範囲の見直し等による「デフレ対応型」の県政を進めて参りたいと考えています。

中小企業は、経済活性化の原動力です。厳しい経済状況の克服には、やる気と能力のある中小企業の皆さんの挑戦が不可欠です。

皆様方におかれましては、今後とも、中小企業の連携による創業、新事業展開、経営革新等、積極的に事業を推進され、中小企業の発展に一層のリーダーシップを発揮されることを切に願っております。

年頭にあたり、県民の皆様のご多幸とご健康をお祈りするとともに、県政へのなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成16年 元旦



全国中小企業団体中央会
会長
石川 忠

年頭にあたって

明けましておめでとうございます。

平成16年を迎えるにあたり、全国の中小企業の皆様並びに組合を中核とする中小企業団体の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

顧みますと、昨年は、後半になってようやく株価の回復基調が見られたものの、倒産件数は極めて高い水準で推移し、失業率も依然5%台半ばで高止まりを続け、完全失業者数も増加しました。加えて、長期にわたるデフレ不況、円高の進行などにより、先行きが見えない極めて厳しい状況のまま新年を迎えることとなりました。

今、もっとも必要なことは、将来に強い不安を抱いている国民、中小企業が、元気を出して頑張れるよう、デフレ経済からの脱却、景気回復を最優先とする政策に切り替えていただくことであります。

『経済の回復なくして国民・企業の幸せなし！』と強く叫ばざるを得ません。

さらに、自らの力で前向きな努力を続け、オンリーワン企業を目指す中小企業に対する支援施策はもちろんのこと、雇用を支え、地域経済を支えている圧倒的多数の中小企業が活力を持って、将来の希望を持って頑張りたいと思えるような政策展開が何よりも不可欠であります。

本年こそ、経営革新を目指し、コストの削減に努め、従業員の雇用を守るため日夜懸命の努力を続けてきている中小企業にとって、希望の光が燦々と輝く年としたいものであります。

全国中央会は、「行動する中央会」「提案する中央会」をモットーに、中小企業組合運動の中核的組織体として、都道府県中央会並びに全国5万余の組合を中核とする中小企業団体と一層連携を深め、皆様方のご期待に応えるため、その先頭に立って全力を傾注して参る所存であります。

中小企業並びに組合を中核とする中小企業団体の皆様におかれましては、団結を第一に、傘下中小企業の発展のために、共に力強く邁進いただきますようお願いいたします、本年が皆様にとって明るい年となりますよう心からご祈念申し上げます。

平成16年 元旦



新年のご挨拶



近畿経済産業局長

宮 城 勉

年 頭 所 感

平成16年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、旧年中に皆様から頂きました経済産業行政への御支援、御協力に対しまして、厚く御礼申し上げます。

(景気についての認識)

さて、近畿経済に明るさが見え始めました。輸出が好調に推移し、雇用や経営者マインドにも厳しいながらも改善の動きがみられます。景気回復の動きがじわじわと浸透してきているのがうかがえます。これまでの血のにじむような皆様方企業の経営努力や輸出への果敢な取り組みが功を奏してきたものであります。

(関西の競争力強化へ)

一方で、企業間、業種間の生き残りをかけた戦いは一層激化しています。このことは、地域間競争の優勝劣敗につながるものであり、「二つの空洞化」(郊外から工場が中国など海外に移転、都心から本社が東京に移転)を克服するとともに、次世代のリーディング産業の創生に向け総力を挙げた集中的取り組みが不可欠です。日本の各地が様々な取り組みを始めているなか、我々はそれに負ける訳にはいきません。

関西経済の発展性を高めるには、ゆらいだ産業基盤の強化に向けて、関西経済の強み・関西の潜在力の上に新たな競争の強化を図ることが重要です。

(関西地域の3つの強み)

私は、関西地域は3つの強み、素晴らしいポテンシャルを有していると考えています。

1つ目は、関西製造業が「多様性と厚み」に富んでいることです。中部地域が輸送機器に、関東地域が電気機械と出版・印刷に特化し、特徴を持った集積であるのに対し、関西地域は機械器具、金属素材加工関連、化学素材関連、消費関連、建設関連とバランスがとれています。多様性のある集積は、異なる企業間や異業種間の知識波及を促進し、イノベーションを行う基礎的条件と言えます。多様性を有することの方が、継続的成長を維持しやすいのです。

2つ目は、個性あふれる中小企業の集積です。東大阪など独自ブランド製品を持ち、技術を志向し、市場でのワールド・ニッチ・トップ企業を目指す中小企業群が数多く存在し、集積しています。売上高500億円未満のトップシェア企業は、関西が4分の1以上を占め、東京首都圏を上回っています。

3つ目は、密度濃い各種研究資源の集積(高い技術開発ポテンシャル)です。世界のCOE(Center of Excellence)とも言える理工系学術研究機関が多数存在しており、大学のみならず、大学院や特許件数なども高いシェアを占めています。その多くが大阪を中心とした半径30〜40km圏内に濃密に集積しています。

我が国の研究者、研究費の多くが大学に集中し、大学に多くの技術シーズ、高い研究開発能力が蓄積しています。一級の「人材」と「知」が集積する大学と、技術等経営資源が集積する企業。両者が「連携、共創」

することによって、初めて新たな価値が創造され、それを一体化した財・サービスの提供が可能になると考えています。

(関西経済の再活性化への取り組み)

見え始めた明るい兆しを力強い民需主導の景気回復軌道に乗せ、さらには、中長期的な発展につなげていくことが、今、私に課せられた重要な課題です。そのためには、地域の「技術」、「人材」、「資金」を有機的に結びつけていくとともに、地域経済と雇用を支える企業、とりわけ中小企業の活性化を図ることが必要です。

このような視点に立って、本年は以下の柱を中心として、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

第一には、産業クラスター計画の推進です。

経済産業省では、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積(産業クラスター)を形成するため、19のプロジェクトについて、地方自治体の協力の下、世界市場を目指す約5,000社の中堅・中小企業、約200大学を含む産学官の広域的な人的ネットワークを構築し、各種支援施策を総合的・効果的に投入しており、地方自治体と連携しながら、同計画を進めております。

近畿地域については、その優位性を踏まえ、「バイオ」、「IT」、「ものづくり」、「環境・エネルギー」の4つの分野においてプロジェクトを推進しています。約1,100社にのぼる企業、40もの大学が参加しており、産学官連携ネットワークの拡充、各種実用化技術開発の成功、新事業展開(新製品開発、新技術導入、創業等)が進んでいます。近畿地域での産業クラスター形成に向け、引き続き、全力を傾注してまいります。

第二には、産学官の連携の強化です。

経済産業省では、産学連携を推進し、大学における産業技術の研究成果の事業化を促進するため、平成14年からの3年間で大学発ベンチャーを1,000社にすることを目標に政策資源を集中投入しています。各地域において、産学実用化共同研究や大学の研究成果の技術移転を担う技術移転機関(TLO)を整備する等産学連携を推進したことにより、大学からの技術移転が大幅に増加しています。その結果、近畿では、平成14年度末までに大学発ベンチャー企業が100社創出されました。

特に、当局では、関西経済界の支援の下、大学の持つ有力なシーズを製品化・事業化するため、大学発ベンチャーボランティアクラブを創設し、経済界のプロフェッショナルな経営人材を一定期間(例えば2年程度)にボランティア派遣するなどにより、大学発シーズの市場化、大学発ベンチャーのスタートアップを支援しています。本年も産学官の連携と共創による地域経済の活性化に努めてまいります。

第三には、若年者の雇用対策です。

雇用については、近畿地域の失業率は全国平均値を上回り、若年者の雇用状況は全体として厳しい雇用環境の中でも特に深刻な状況にあります。若者が職業能力を身に付け成長していく機会が失われることは、我が国の経済基盤の弱体化をもたらしかねず、国家の健



商工組合中央金庫 和歌山支店
支店長
速水 聡

新春雑感 一世はスピードの時代―

新年あけましておめでとうございます。

仕事柄さまざまな業種のさまざまな企業の苦労談や成功談を聞かせていただく機会が多いのですが、そうしたお話を聞かせていただく中で、元気印の企業にはひとつの共通点があることに気付きました。

元気印の企業のほとんどに共通するのは、創業時の事業内容と現在の事業内容に大きな変化が起きている、という点です。極端な例では創業時の製品と現在作っている製品が全く異なってしまうケースもあります。取り扱っているモノは同じであっても、材料や作り方や用途や販路などが革新的に変化している場合もあります。一方、創業以来同じものを同じように作ったり売ったりしているという企業は、一部の例外を除いて全般的に元気が無いように感じられます。

こうした事例からやや乱暴に結論づけますと、世の中は目に見えないうちに変化しており変化に気付いて自らをその変化に対応させる企業が勝ち組となり、変化に対応しなかった企業が衰退すると言えるのではないのでしょうか。ある大企業の社長が「大きい企業が小さい企業に勝つ時代は終わり、スピードの速い企業がスピードの遅い企業に勝つ時代に入った」と発言していましたが、これは大いに共感を覚えました。

もっとも、言葉で表現するのは簡単ですが経営の現場でこれを実践するのはたいへんなことだと思います。目に見えない変化を読み取る能力を必要としますし、変化に対応するリスクを最小限に抑えながらスピードを持って決断するというのも困難なことです。さらに持続する強い意志がないとせっかくの決断も無駄になりかねません。

しかしそうした困難を乗り越えて、中小企業が持っている小回り能力やスピードを経営者が生かしていけば、企業を発展させることができる時代が到来したことも事実だと思います。この一年が皆様の発展の年になることを祈念しまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

全な発展にとって極めて重大な問題であると考えています。このため、若年対策を1ヶ所でまとめて受けられるよう「ワンストップサービスセンター（通称、ジョブ・カフェ）」の設置など地方自治体・関係省庁と協力の下、全力を挙げて取り組んでまいります。

第四には、中小企業対策の推進です。

日本経済の屋台骨である中小企業については、大企業に比べて、業況回復に遅れが見られ、金融環境についても依然厳しい状態にあります。そのため、金融セーフティネットの確保と中小企業金融の多様化、中小企業の再生支援、創業・新事業への挑戦支援の三つの柱を掲げて、中小企業対策を推進してまいります。

産業再生に関しては、各府県に設置した中小企業再生支援協議会を軸として、地域の総力を結集して中小企業の再生を支援してまいります。

創業・起業支援策の具体的成果としては、「最低資本金特例（中小企業挑戦支援法）」を活用し、昨年2月の制度開始から、近畿で千社を超える起業の実績が上がっています。今後とも、リスクに果敢に挑戦する中小企業が多数輩出されるように、起業支援やベンチャー企業の育成に取り組んでまいります。

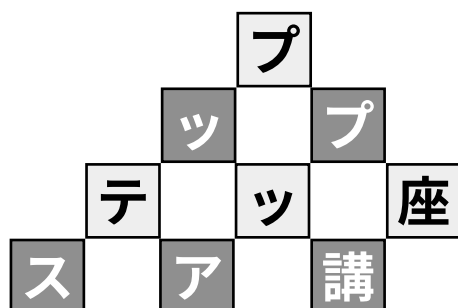
第五には、対日投資の促進です。

対日投資の促進は、地域経済の発展の起爆剤となるなど、我が国経済にとって大きなチャンスとなるものです。昨年は先進的対内直接投資推進事業に全国5地域のうち、近畿では、大阪、兵庫の2地域が採択されました。近畿地域を外国企業からの投資先として魅力あるものとするため、外国企業の誘致に積極的な地域の方々を支援してまいります。

第六には、エネルギーの安定的供給・エネルギー利用の環境との調和です。

エネルギーの安定的供給・エネルギー利用にあたっての環境との調和は、我が国にとって極めて重要な課題です。あわせて経済と環境の両立へ向けて、地球温暖化対策を着実に推進することが必要です。地域新エネルギー政策講座の開催や「関西ESCO事業推進連絡会議」を設置し、エネルギー・サービス・カンパニー（ESCO）事業の普及を加速させるなどの取り組みを行ってまいりました。今後は、昨年策定された「エネルギー基本計画」に基づいて、省エネルギー対策、新エネルギー利用の推進、石油等の安定供給等に取り組んでまいります。また、安定供給に不可欠な産業保安の確保についても引き続き取り組んでまいります。

最後になりましたが、本年も当局は、ここに掲げた様々な施策実施の最前線に立って、実効ある施策・事業の展開を図るべく、最善の努力を行ってまいります。それに当たっては、是非とも皆様の声を私ども経済産業局にお寄せいただくとともに、企業、経済団体、地方自治体等官民一体となって、近畿経済の活性化に取り組んで参りたいと考えております。引き続きの御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様方より一層の御活躍・御発展を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



消費税の改正

今回、久しぶりに大きな消費税改正が行われました。われわれの暮らしや仕事に少なからず影響する消費税の改正について、今月から3回に分けて掲載していきます。

消費税については、その改正内容も重要ですが、まずは、その課税の仕組みやルールをしっかり理解しておくことも大切です。そういったところも意識して書かせて頂きますので、繰り返し読んで復習していただき、消費税とはこんな仕組みになっているんだ、ということも合わせて学習していただきたいと思います。

ポイントについては、Q & A方式にも取り上げて一緒に考えていきます。皆さんも一緒に回答し、その内容を正確におさえていってください。

さて、今回の改正では、「平成16年4月1日より適用」ということで、以下の改正がなされました。

- ①納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円（改正前は3,000万円）に引き下げられました。

このことについては、新聞やテレビのニュースで報道され、「ああ1,000万円になったのか」とぼんやりと知っているという方は多いと思います。しかし、この記述には、消費税特有のいくつかの専門用語が入っています。

まず、「基準期間」といった言葉です。

これは、個人の事業者にとっては、「前々年」を指し、組合、有限会社、株式会社など法人の事業者にとっては「前々事業年度」を指します。したがって、消費税がその年にかかるか、かからないかは、2年前の課税売上げを見る、すなわち、2年前の課税売上げが1,000万円を超えていたら、その年に消費税がかかるといった仕組みになっています。今回の改正は、「平成16年4月1日」以降の最初の会計期間から適用されますから、個人の事業者については、「平成17年1月～12月」の期間、法人の事業者については「平成16年4月以降開始される最初の会計期間」から適用されます。

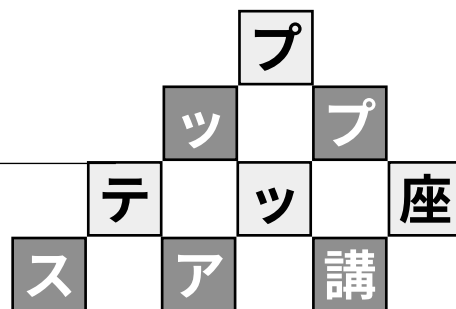
それでは、ここで問題です。

Q1. 個人事業者Aさんは、平成15年の課税売上高は1,400万円でした。そして、平成17年においては、課税売上高は950万円でした。このAさんは、平成17年において消費税を納めなくてはならないでしょうか？

Q2. B事業協同組合の平成14年4月～平成15年3月の課税売上高は800万円でした。平成16年4月～平成17年3月の課税売上高は4,000万円に伸びました。B組合は、平成17年3月の決算で消費税を納めなくてはならないでしょうか？

いかがでしょうか？消費税はあくまで「基準期間」といった2年前の（正確には2会計期間前の）売上げで、その年に課税されるか否かを判断します。したがって、Q1. の答えは、「Aさんは平成17年において

税理士 水 城 実



消費税を納めなくてはならない」そしてQ2. の答えは「B事業協同組合は平成17年3月の決算で消費税を納める必要はない」といったことになります。

次に、「課税売上高」といった言葉に焦点をあてて見たいと思います。消費税のいう「課税売上高」は、もちろん一般の商品売上、サービス提供による収入も含みますが、それだけではありません。以下の要素をもった取引全てが「課税取引」となり、そこで得られる収入は「課税売上高」となります。

消費税がかかる取引

1. 国内において行うものであること。
2. 事業者が事業として行うものであること。
3. 対価を得て行うものであること。
4. 資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供）であること。

一見すると抽象的で、分かりにくいかもしれません。ポイントは商売上発生する、お金をもらって、商品やサービスあるいは商売上の資産などを渡す場合には、全て消費税がかかるということです。

それではここで問題です。

- Q3. 消費税がかかる取引に○を、そうでないものに×を付けましょう。
- ①パン屋さんがパンを販売しました。
 - ②事業でつかっていたパソコンや自動車を売却しました。
 - ③飲食店をやっていますが、自分の店で食事をしました。（自家消費）

いかがでしょうか？これらの回答は全て○となりま

す。①は当然なこととして、②や③は消費税の計算において忘れられやすいポイントですから、しっかり見ておいてください。ちなみに、②では、たとえ売却損が出たとしても、その売却額（譲渡額）がそのまま課税売上高となりますので要注意です。

その他に注意すべき点としていくつかポイントを挙げておきます。

1. 輸出売上高は課税売上高に含まれます。
2. 複数の事業を行っている場合（例えばクリーニング業と写真業など）は事業の課税売上高を合算して1,000万円を超えているか判断します。
3. 従来から免税事業者だった方は、1,000万円を超えたかどうかの判断は「税込み」で行われます。

1. と2. については、知識として知っておいてください。3. については、よく「税抜きにしたら1,000万円以下だったから消費税はかからない」といった話がされます。しかし、それは「従来から課税業者（消費税がかかっていた方）であった場合」の話です。そもそも消費税がかかっていない免税業者にあつては、税抜きも税込みも関係ありません。いただいた金額のトータルで判断します。

それとよくある質問に「うちは消費税をお客さんからもらっていないので払わなくていいですか？」というのがあります。これも消費税をもらっている、もらっていないということに関係なく、「課税取引」とみなされれば、消費税のルールにのっとって申告していかなばなりません。

地域雇用受皿事業

独立・起業を

支援します!

◆創業経費の3分の1を支援します! ◆1人雇うと30万円を支援します!

支給を受けることができる条件

下記のような法人を新たに設立すること。

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、NPO法人、企業組合、社団法人、財団法人、社会福祉法人、医療法人、中間法人、弁護士法人、特許業務法人、司法書士法人、監査法人、税理士法人、社会保険労務士法人など

支給を受けることができる条件

■以下の事業（地域に貢献する事業）を主たる事業として行うこと。

- ①個人・家庭向けサービス ②社会人向け教育サービス ③企業・団体向けサービス ④住宅関連サービス
- ⑤子育てサービス ⑥高齢者ケアサービス ⑦医療サービス ⑧リーガルサービス ⑨環境サービス
- ⑩地方公共団体からのアウトソーシング

■法人の設立の日から1年以内に65歳未満の非自発的離職者（※1）を継続して雇用する労働者として3人以上（※2）雇うこと。

- ※1 非自発的離職者とは、自己の都合や自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する方です。
- ※2 常用労働者（必ず1人は必要）または短時間労働者を合わせて3人以上雇い入れることが必要です。
また、3人のうち1人は30歳以上の雇用調整方針または再就職援助計画対象者であることが必要です。
雇用調整方針、再就職援助計画については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。 など

支給される金額

■創業経費の支援

法人設立後6か月間に支払った経費の3分の1が支給されます。1年以内に5人以上の非自発的離職者を雇い入れた場合は500万円、3人または4人を雇い入れた場合は300万円が上限となります。

■雇い入れの支援

法人設立後1年以内に雇い入れた非自発的離職者のうち、30歳以上の者1人当たり30万円（短時間労働者は1人当たり15万円）が支給されます（上限100人分）。

特別奨励金のお知らせ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/sougyou/index.html>

新事業を行う子会社 の設立を支援します!

◆創業経費の3分の1を支援します! ◆1人雇うと30万円を支援します!

支給を受けることができる条件

既存の会社で行っていない事業を行う法人を新たに設立すること。

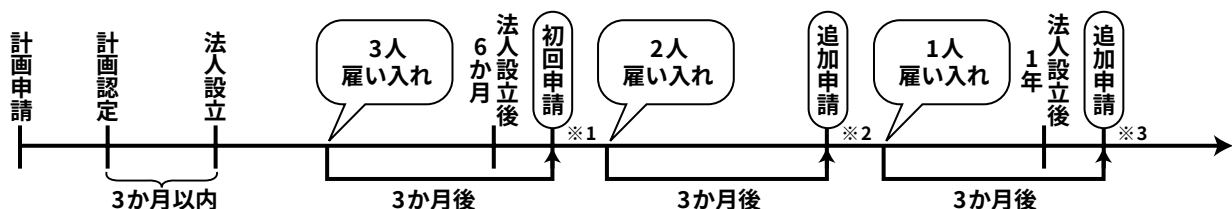
申請のしかた

1. 事業計画の認定申請

法人設立前に事業計画を(財)産業雇用安定センター地方事務所へ申請してください。また、法人の設立登記は、事業計画の申請から事業計画の認定後3か月以内までに行ってください。

2. 支給申請

- ①法人設立の日から6か月経過後、かつ3人目の雇い入れから3か月経過後以降、創業経費および雇い入れ支援の支給申請をすることができます。
- ②最初の支給申請後に30歳以上の非自発的離職者を雇い入れたときは、雇い入れの日から3か月経過後以降、追加の支給申請をすることができます。



※1 この場合、創業経費の支援分の上限は300万円になります。(追加で申請しても創業経費支援分は追加されません。)

※2 この時点でまとめて初回申請することも出来ます。この場合、創業経費の支援分の上限は500万円になります。

※3 初回申請後、法人設立後1年以内に追加で雇い入れた者については、追加申請できます。

お問い合わせ先

詳しくは (財)産業雇用安定センター和歌山事務所

電話 073-475-9545 へ問合せ下さい。

和歌山県の最低賃金

まず、チェック！働くルールの最低賃金

和歌山県で適用される最低賃金は、現在、次のとおり決定されています。

この最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたもので、使用者は、この最低賃金額より低い賃金で労働者を使用することはできません。

地域別最低賃金	最低賃金の名称	時間額	効力発生の日	適用される労働者の範囲
	和歌山県最低賃金	645円	14.10.1	和歌山県内で、事業を営む使用者に使用される労働者であって、下欄の産業別最低賃金を適用する労働者を除く、すべての労働者。

産業別最低賃金	最低賃金の名称	時間額	効力発生の日	適用される労働者の範囲
	和歌山県鉄鋼業最低賃金	744円	15.12.30	鉄鋼業(鉄素形材製造業及びその他の鉄鋼業を除く。)を営む使用者に使用される労働者。
	和歌山県百貨店、総合スーパー最低賃金	721円	14.12.30	百貨店、総合スーパー(衣、食、住にわたる各種の商品を販売する事業所であって、従業員が常時50人以上のものをいう)を営む使用者に使用される労働者。
次に該当するものについては、産業別最低賃金の適用から除外され和歌山県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者 (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者				

● 今回から和歌山県のすべての最低賃金が、時間額のみとなりました。

注1 最低賃金は常用労働者のみでなく、臨時・パートタイマーなどにも適用されます。

注2 最低賃金の賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

◎臨時に支払われる賃金

◎1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金

◎時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金

◎精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

注3 最低賃金額と対象となる賃金額との比較は

①時間給の場合

時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

②日給の場合

日給 $\div$ 1日所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

③月給等の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ヵ月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

※くわしいことは、和歌山労働局賃金室又は、最寄の労働基準監督署へおたずね下さい。

思わぬ労災 予期せぬ失業 しっかりサポート労働保険 ●厚生労働省●和歌山労働局・労働基準監督署

冬季の省エネルギー対策について

家庭・オフィスにおいて心がけていただきたい省エネルギー活動

提 案	内 容
①暖房中の温度は20℃を超えないように設定を。	・暖房中の室温が20℃を超えないように部屋の温度のこまめな調節に努めましょう。
②不必要なエアコンの使用を控えましょう。	・必要のないときにもエアコンをつけっ放しにしていますか？1日1時間エアコンの使用を控えましょう。
③入浴時シャワーを流しっ放しにしていますか。	・入浴時にシャワーのお湯を流しっ放しにしていますか？1日1分間シャワーの使用を控えましょう。
④お風呂を効率的に使用しましょう。	・お風呂はお湯が冷めないうちに連続して入浴しましょう。
⑤不必要なテレビのつけっ放しを控えましょう。	・見る必要のないときにもテレビをつけっ放しにしていますか？1日1時間テレビの使用を控えましょう。
⑥電気製品の主電源が入りっ放しになっていませんか。	・電気製品の待機時消費電力は決して小さくありません。リモコンでスイッチを切っても電力を消費する機器がたくさんあります。電気製品の主電源をこまめに切りましょう。
⑦給湯温度を低くしましょう。	・給湯温度を高めに設定していませんか？食器洗いに使用するお湯の温度を5℃低くしましょう。
⑧冷蔵庫を効率的に使用しましょう。	・冷蔵庫に物を詰めすぎていませんか？詰め込みすぎると冷気の流れが悪くなり、余分な電力を消費します。冷蔵庫を効率的に使用しましょう。
⑨洗濯機を効率的に使用しましょう。	・洗濯機を使用する際には、すすぎ前の脱水、適正量での洗濯に心がけ、効率的な使用に努めましょう。
⑩掃除機を効率的に使用しましょう。	・掃除機を使用する際には、集塵袋の手入れ等に心がけ、効率的な使用に努めましょう。
⑪照明はこまめに消灯を。	・必要のないときも照明をつけっ放しにしていますか？照明をこまめに消灯することに努めましょう。
⑫白熱電球から蛍光灯への付け替えを。	・照明にはエネルギー使用量が少なくて済む蛍光灯を使いましょう。
⑬エレベーター、照明の一時停止を。	・エレベーター、照明の使用を調節しましょう。業務ビルにおいて昼休み等に1時間、エレベーターの半分を休止、照明の半分を消灯することに努めましょう。
⑭徒歩、自転車の利用を。	・短距離の移動に際しては、なるべく徒歩や自転車を利用しましょう。
⑮自動車の適正な使用を。	・自動車を利用する際は、駐停車時のアイドリングストップ、急発進・空ぶかしの抑制、タイヤの空気圧の適正化を始めとする点検・整備の励行等自動車の適正な使用に心がけましょう。
⑯自動車の利用の自粛を。	・無駄な荷物の運搬、業務車両の持ち帰りを自粛する等、自動車の利用を控えましょう。
⑰炊飯ジャーはできるだけ保温機能を使わないように。	・炊飯ジャーはできるだけ保温機能を使わず、必要なときに加温するようにしましょう。
⑱できるだけ家族団らんを。	・できるだけ家族団らんの時間を増やし、空いた部屋の照明や暖房は切るようにしましょう。

会員だより

「水産物合同七曲まつり2003」開催！

～七曲商店街協同組合～

11月30日、この時期すっかり恒例となった「水産物合同七曲まつり」が開催されました。

和歌山水産物商業協同組合と共同開催となる、この七曲まつりは、生鮮朝市、ステージパフォーマンス、大抽選会など盛りだくさんのイベント内容がずらり！



中でも、活けガニや、ブリ、キハダマグロなど鮮魚の即売コーナーには朝早くから長蛇の列ができる大人気ぶりで、晩秋の休日を市場で過ごす買い物客らで終日賑わいを見せていました。

七曲商店街協同組合
TEL：073-424-4290

第17回写真コンテスト開催！

～和歌山県中小企業集団連合会～

11月28日～30日の3日間にわたって、プラザホープでは和歌山県中小企業集団連合会主催の写真コンテストが開催されました。

県内の企業に勤務する方々を対象に、日頃目にするものを1枚の写真にして応募していただくというこの写真コンテストもすっかり恒例となり今回で第17回目。

応募された181点の力作が会場狭しと展示されました。

県知事賞、中央会会長賞、中小企業集団連合会会長賞に各1名、奨励賞に5名、又、入選10名が、

レザーフェスティバル2003盛大に開催！！



12月13日、14日の2日間、和歌山ビッグ愛において、和歌山県製革事業協同組合による、「和歌山レザーフェスティバル2003」が開催されました。

今年で9回目となるレザーフェスティバルは、毎年約5千人の来場があり、すっかりこの時期の恒例のイベントとなっています。今回は靴やバッグ、衣料品の即売のほか、和歌山ブランドの紹介やレザークラフトの実演コーナーも設

けられ、来場者の目を引いていました。

また、会場内のステージでは、河内家菊水丸さんによる河内音頭ライブが行われるなど、非常に盛り沢山のイベントとなりました。

和歌山県製革事業協同組合
TEL：073-422-7073



厳選な審査のうえで選ばれ、最終日の30日には、素晴らしい作品群の前で表彰式が行われました。

和歌山県中小企業集団連合会
TEL：073-433-1277

中央会だより

高野口で地区懇談会（繊維関連）開催！

12月15日（月）、高野口町の紀州繊維工業（協）会議室において本年第2回目の地区懇談会を開催しました。

この懇談会は中央会が「変革・再生・自立」の方針のもと事業運営に取り組むために各地区において開催、ご要望やご意見をお聞きし、組合の活性化を図ろうとするものです。

今回は特に紀北地区の繊維関係組合を対象として開催し、5組合から多数の方々が参加されました。

当日は山下雅生会長から、中央会運営方針と繊維業界の活性化についての講演がなされました。

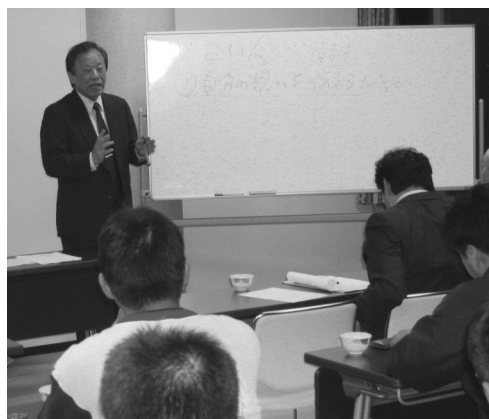
続いての意見交換会では、活発な質疑応答や情報の提供がなされ、又、中央会に対するご意見を伺い盛会裡に終了しました。



青年中央会だより

組合青年部講習会開催

12月6日（土）県民文化会館において、「元気を出そう中小企業」～元気こそ不況を吹っ飛ばす特効薬！～をテーマに、実務法学研究会の村田溥積先生を招いて開催しました。大型スーパーの実例をもと



に企業のあり方を中心に講演され、最後に、横の繋がり、連帯感が少ない今、とにかく

しりごみせず、組合青年部がみんな集まって「やってみなはれ」と結ばれました。引き続き懇親会を開催し、日頃の組合青年部活動や企業経営について情報交換が行われ、盛況の内に終了しました。

青年中央会では新規加入青年部を募集しております。お問い合わせは総務課まで。



全国の先進組合事例

中心商店街の大改造計画を機に蔵を生かした街づくり

江刺市川原町商店街振興組合

●所在地 〒023-1111
岩手県江刺市大通り3-14
江刺商工会議所内
●電話番号 0197-35-2514
●FAX 0197-35-2506
●設立 昭和62年10月
●組合員数 45人

●出資金 272万円
●地区 川原町
●主な業種 小売業、飲食店、サービス業
●組織形態 商店街組合
●専従理事 —
●組合専従者 —
●URL —

市の中心商店街改造計画に伴い、当該商店街の商業者と民間街づくり会社が連携、これを集約するために、商工会議所がTMOの役割を果し蔵を生かした街づくりを実現した。

■背景と目的

江刺市の中心商店街は、全国のどの商店街にも共通する郊外への大型店の進出による衰退が続いていた。これを打破するため、観光客の誘致を目的とした「えさし藤原の郷」を建設したが、立地が郊外にあるため、商店街への波及効果はほとんどなかった。この反省のもと、中心商店街の大改造計画を策定した。川原町（商振）を中心とする商業者は、中町、南大通り商店街の商業者と街づくり協議会を設置し、どのような街にしたら観光客を中心商店街に呼び込めるか協議を重ねた。

■取り組みの内容

改造計画の中心は、江戸時代から残っている100棟余の蔵を生かした街づくりというものであった。蔵を商店や飲食店などで再生させ、観光客を呼び込もうというのが目的である。これに民間の街づくり会社（株）黒船が滋賀県長浜市の第3セクター（株）黒壁と連携し、中心商店街にガラス館、オルゴール岩谷堂を開店させ、観光スポットの増加に一役かった。これらの民間の商業者、街づくり会社の活動や意見を集約し、行政との橋渡するTMOの役割を担ったのが江刺商工会議所であり、具体的な街づくり計画の策定に貢献した。

■成果

地域住民を含む民間の知恵や意見が市の中心商店街大改造計画に反映され、活性化に大きな役割を果たした。しかし、中心商店街に観光客は増えたものの、個店の売上増加にはまだ結びついていない。今後の創意工夫が課題となっている。また、新しく完成した多目的広場の活用も緒についたばかりで、顧客を呼び込めるイベントの企画も重要な課題である。例えば、全国各地で行われている「滝流しそば」を江刺市の特産品である卵麺を使ったイベントにするとか、太極拳の愛好者や若者の路上コンサートなど、日常的に人が集るようなソフト面の企画を検討している。



16万人の来場者を誇る組合の備前焼まつりは備前市のまつりへ

協同組合岡山県備前焼陶友会

●所在地 〒705-0001
岡山県備前市伊部1657番地の2
●電話番号 0869-64-1001
●FAX 0869-64-1002
●設立 昭和48年5月
●組合員数 210人
●出資金 2,160万円

●地区 岡山県
●主な業種 芸術家業
●組織形態 産地組合
●専従理事 1人
●組合専従者 6人
●URL <http://www.optic.or.jp/bizenyaki/touyuukai/>

展 示会やキャンペーンの全国展開、産地での仕掛けにより備前焼の愛好家を増やし、組合のまつりを市全体のまつりにまで進展させた。

■背景と目的

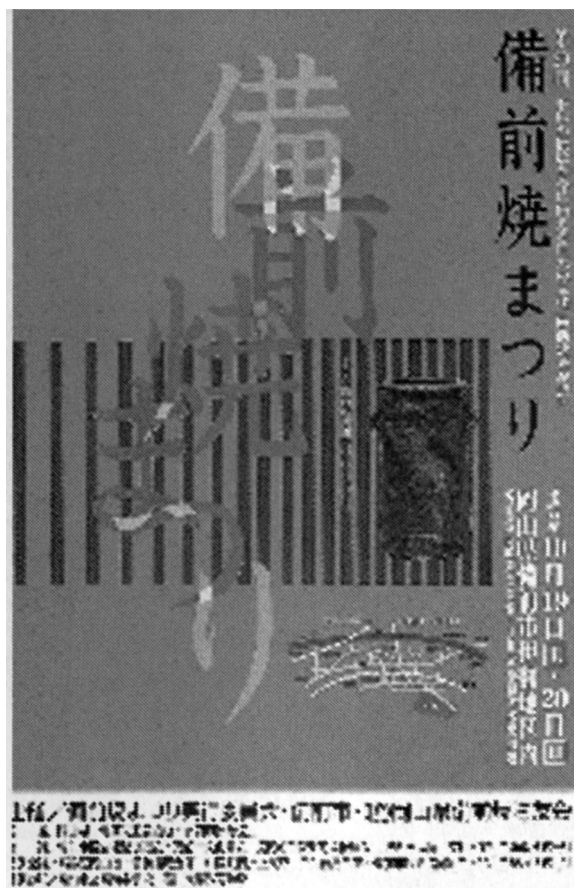
「備前焼」というブランド力だけで、自然と売れた時代は終わり、こちらからは出向き、PRしなくては良いものでも売れない時代になった。そのため、全国の主要都市で展示会、キャンペーンを開催し備前焼愛好者を増やすことで販路の拡大を目指した。

■取り組みの内容

産地での活動としては、JR伊部駅に併設してある展示場で、組合員の作品の展示即売会や個展を開催して、備前に立ち寄った人が確実に備前焼に触れることができる仕掛けを作るとともに、年に1回、地元で備前焼まつりを開催した。また、全国各地での展示即売会、備前焼まつりキャンペーンを開催するとともに、各地に常設展を設け備前焼愛好家を増やすべくPR活動を行った。

■成果

備前焼の知名度、愛好家の数は、備前焼最大のイベントである備前焼まつりに集約されるが、組合の地道な努力により、来場者は昭和50年代の2万人から、平成13年には16万人と8倍にも増え、平成14年からは組合のまつりから備前市あげてのまつりへと発展した。今後、地域との更なる相乗効果が期待されている。



全国ネットの物流共同化で顧客ニーズ対応力向上

鹿児島物流ネットワーク協同組合

●所在地 〒891-0131
鹿児島県鹿児島市谷山港二丁目
5番32号
●電話番号 099-284-2021
●FAX 099-284-2019
●設立 平成8年12月
●組合員数 5人
●出資金 180万円

●地区 鹿児島県
●主な業種 一般貨物自動車運送業
●組織形態 同業種同志型
●専従理事 —
●組合専従者 —
●URL —

全国ネットの求荷・求車情報システムに参加。単に求車情報を待っていても取引拡大の**全**メリットは少ない。荷主の要望実現のため、全国ネットを活用し、取引高を伸ばしている。

■背景と目的

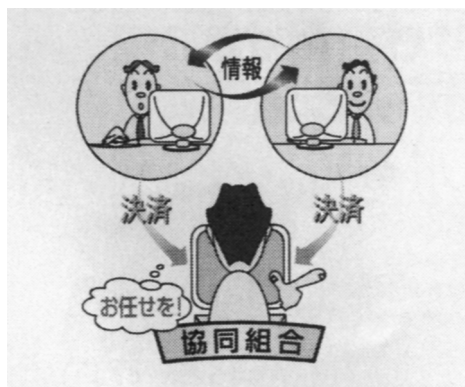
運送業界においては、大手メーカーの物流部門への参入、大手路線会社の区域事業への進出などの規制緩和に加え、小ロット、小口配送のニーズが高まっている。そこで、中小運送業者間で求荷・求車情報等を共有化し、復路便の実車率、積載効率の向上、荷主ニーズへの対応力を強化するため、組合を設立した。

■取り組みの内容

全国連合会、組合、組合員はインターネットを通じて接続されており、組合員は自社の端末から連合会の「求荷・求車情報」に登録することにより、検索、荷物の照会が即時にできるシステムである。また、清算業務を組合単位で行うことにより、運賃未回収を防いでいる。平成10年頃から、全国配送のネットワークとして活用する組合員が増加している。一例をあげると、建築資材の全国配送依頼があるとする。建築現場への配送は、建築工程に合わせて分納することが条件である。そこで、保管機能を有する運送会社に一括配送し、建築現場にはその会社から分納することで、荷主の要望を満たすとともに、配送コストの削減も可能となっている。このように密接な連携をするためには、他の組合との交流も重要となっている。そこで、実務者同士での意思疎通を図るため、地域本部を中心に定期的な勉強会、親睦会などに力を入れている。

■成果

組合の運賃収入は、発足当時の平成9年度と比べ4.2倍に増加している。組合員数が半減しているにもかかわらず、運賃収入は増加傾向にある。今年度は、前年比10%増が目標だが、現在40%増と目標を大きく上回っている。今後も全国配送ネットワークを活用し、組合間の連携を強化していくことにしている。



情報連絡員40名 11月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値=増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値>0 ... 景気上向き

D I 値=0 ... 景気横ばい

D I 値<0 ... 景気下向き

業界景況/前月比

2.5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	↓	↓	↓
	織 維 同 製 品	→	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↓	↓	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↓	↓	↓	↓
	鉄 鋼 金 属	↓	↓	→	↓
	そ の 他	↓	↓	→	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	↑	→	→	→
D I 値		-42.5	-62.5	-47.5	-57.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

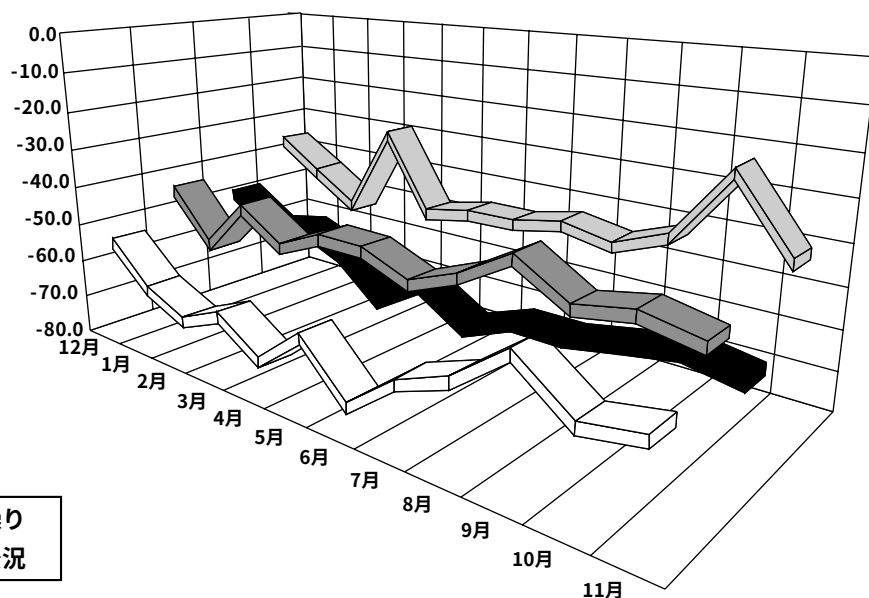
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス57.5ポイントであり、同10月調査と比べて2.5ポイント改善した。

同10月調査と比べ、「売上高」は17.5ポイント悪化、「収益状況」は2.5ポイント悪化、「資金繰り」は2.5ポイント悪化した。

11月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は15名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は1名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	景気回復の兆しが見られず非常に厳しい現状で、歳暮関係は期待薄と思われる。大幅な原料価格のアップに伴う商品への転嫁交渉は難航です。量目対応の動きも。(梅干)
織 維・同 製 品	11月に入り、来年春物の発注が出始めて操業率は少しずつ回復しつつあるが、これが本格的な受注量につながるかは不明である。一方、大手紡績やアパレルに倒産、整理が発生し、不安感も増している。12月は第7回ジャパנקリエーションがあり、期待している。 (ニット)
	産地業界は中国製品や暖冬による売上の減少等により、昨年より一層厳しい状況となっている。このような状況ではあるが、組合そして一部の組合員企業はインターテキスト上海、ジャパנקリエーション、ヨーロッパ、アメリカでの展示会に積極的に出展し、販路開拓、製品開発に懸命に取り組んでいる。(織物)
	原料高により収益悪化。(手袋)
木 材・木 製 品	マンション等のドアの受注が先月に比べて、約10%増加している。しかしながら、短期間での納入のため、納期管理が厳しい。(建具)
	組合員企業が1社売上不振に追い込まれ、11月に倒産しました。これから来年の前半にかけて、まだ倒産に追い込まれる業者が出ると思います。組合員もだんだん減少している中、組合運営も難しくなっていくような気がします。(洋家具)
	11月26～29日開催の2003東京国際家具見本市への参加準備中。(家具)
窯業・土石製品	11月はほとんどの地区で出荷が落ち込んだため、県全体としても前年同月に比べ、出荷量が減少となった。和歌山県中央協組で3カ所集約化。価格復元のため努力中。品質管理監査を実施中。(生コン)
鉄 鋼・金 属	このところ原材料の価格が高騰を続けており、収益を圧迫している。受注価格の値戻し実現に向かって、各社苦闘している。(鋳物)

● 非製造業 ●

小 売 業	天候不順による青果物の市況悪化。景気低迷による売れ行き不振。(日高市場)
	和歌山市では町づくりのための施策を行う担当を設けるとの事ですが、中心地の再生はその場所でより多くの人が生活をするということだと思います。(和歌山市)
	毎月同じような状況の報告になりますが、今月もまた12月も一段と悪い感じがします。当組合の商品券事業もボーナス時期でもあり、行政の方にもお願いやら、街全体にキャンペーンを行っていますが、今のところ結果は出ていません。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	2003年も最終月を迎えましたが、明るい材料が全然無く、暗いニュースばかりが先走っては顧客の動きもますます鈍り、泥沼化・後退・低迷と萎縮させるばかりです。正月に向けて、心理的に効果のある良い意味での刺激が欲しいものです。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(109.9%)、総売上料金(104.2%)、1人当たり消費単価(94.8%)、総宿泊料金(108.3%)、1人当たり宿泊単価(98.6%)。1～11月の宿泊人員で見ると、14年は944,429人、15年は979,096人で34,667人の増(+3.7%)である。 (白浜旅館)
	11月8日、9日の2日間「中古車フェア」を実施しましたが、売れ行きはこの時期上々でした。85台の出展があり、小型車5台、軽自動車15台の販売がありました。出展業者10社で低調でしたが、今の時期20台の販売は良いと判断しています。やはり一同に集まって共同でイベントを組む方法がユーザーの選択肢も増えて成功しているものと考えます。 (田辺自動車)
建 築 業	受注単価の低下が問題。大企業が小工事に参入してくる地域もある。(電気工事)
運 輸 業	輸送数量がやや増加傾向にある。売上高も対前年より増加している。12月も同様な傾向が続くと思われる。(和歌山市)

経営者と従業員の福利厚生にピッタリ
和歌山県中小企業団体中央会

経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、
翌月1日補償開始



 和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎ 073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎ 073-433-0591

中央会共済制度

● マキシムR（逡増定期保険）

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

● 総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

● 年金共済（拠出型企業年金保険）

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）

● 特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231

FAX 073-423-7017

火災共済

 和歌山県火災共済協同組合

◎より安い掛け金!

◎より早い支払い!

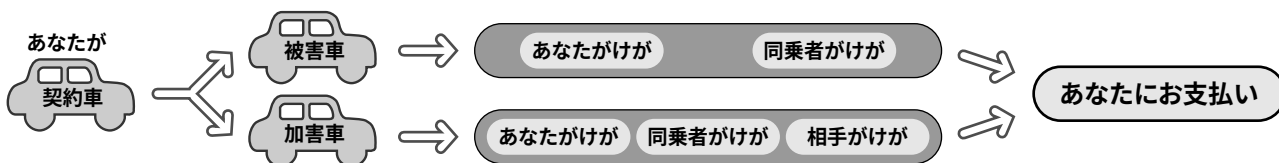
◎より簡単な手続き!

自動車事故見舞金共済

和歌山県中小企業共済協同組合

契約者を救う他に類のない共済制度です。

強制保険 } とは全く関係なく全て契約者（加害者・被害者）に支払われます。
任意保険 }



問 合 先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)